

運 営 規 程

社会福祉法人 祥 永 会

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム 読谷の里

指定介護老人福祉施設運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人祥永会が介護保険法による指定介護老人福祉施設事業を実施するにあたり、必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活ができるようにすることを目指す。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所に勤務する職種、常勤換算による員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 施設長 1名 併設短期入所生活介護、通所介護 兼務
 - ・施設長は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 事務員 4名
 - ・施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員 2名(常勤) 介護支援専門員兼務 内1名、併設短期入所生活介護兼務
 - ・利用者及びその家族に対し相談援助業務を行う。
- (4) 介護職員 42名以上(常勤) 内5名、併設短期入所生活介護兼務。
 - ・日常生活上の介護業務に従事する。
- (5) 看護職員 4名(常勤) 内1名、併設短期入所生活介護兼務。
 - ・看護保健、衛生、服薬管理。医師と共に介護職へ医療的ケア(たんの吸引等)の指導業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員 1名(常勤)
 - ・入所者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員 2名(常勤) 生活相談員兼務 内1名、併設短期入所生活介護兼務。
 - ・施設サービス計画を作成し、介護支援に関する業務に従事する。
- (8) 嘱託医師 2名(非常勤)
 - ・入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
- (9) 管理栄養士、栄養士 1名以上(常勤) 併設短期入所生活介護兼務。
 - ・給食管理、入所者の栄養管理及び指導に従事する。

2. 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又は、その他の職員を置くことができる。

(入所者の定員)

第4条 施設に入所できる入所者の定員は100人とし、災害ややむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えて入所することはできません。

(入所者の処遇の内容)

第5条 入所者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護サービスを提供するものとし、常に利用者の家族との連携を図りながら、次のサービスの提供を行うものとする。

- ①入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供。
- ②週2回以上の入浴又は清拭。
- ③排泄の自立について必要な援助。
- ④日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持の為の機能訓練。
- ⑤健康維持のための必要な措置。
- ⑥入所者のためのレクリエーションの実施
- ⑦入所者及び家族に対する必要な助言その他の援助
- ⑧サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る

(サービスの質の評価)

第6条 施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料等の受領)

第7条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げるサービスについて以下に定める額を利用者から受領することができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別の居住に要する費用
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別の食事の提供に要する費用
- (4) 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- (5) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明し、利用者又は家族の同意を得るものとする。

(入所手続きの説明及び同意)

第8条 施設サービスの提供に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、重要事項を記した文書を交付して説明を行い当該提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

(入退所)

第9条 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスの提供をするものとする

2. 正当な理由なく施設サービスの提供を拒むことはできないものとする

3. 入所申込者の入所に際しては、沖縄県特別養護老人ホーム入所指針及び施設入所検討会議の決定をうけるものとする。

4. 居宅において日常生活を営むことが可能と認められる入所者に対し、本人の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、本人及び家族の希望、退所後におかれることとなる環境を勘案し、円滑な退所のための必要な援助を行うものとする

(緊急時等の対応)

第 10 条 施設は、現に指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関及び各関係機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第 11 条 入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

2. 入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講じるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 12 条 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止及び身体拘束の禁止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。又、施設長は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとるものとする。

2. 非常災害に備え、少なくとも 1 年に 2 回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 14 条 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2. 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3. 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 指定介護老人福祉施設に従事する職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 指定介護福祉施設に従事した職員であった者は、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。

3. 指定介護老人福祉施設の個人情報保護規程に定める利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ利用者又は家族の同意を得るものとする。

4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人祥永会理事長と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

5. この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は、社会福祉法人祥永会理事長と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

6. 施設は、入所者が次の号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保

険者に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わない事により、要介護状態の程度を増進させたと認めるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

付則

この規程は、平成12年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成17年 6月 1日より施行する。

この規程は、平成17年10月 1日より施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成19年 5月 1日より施行する。

この規程は、平成19年11月 1日より施行する。

この規程は、平成20年 7月 1日より施行する。

この規程は、平成21年 4月 9日より施行する。

この規程は、平成22年 5月 1日より施行する。

この規程は、平成22年12月10日より施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成27年 1月 1日より施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 9月 1日より施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日より施行する。